

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年5月25日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合救急業務取扱規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合救急業務取扱規程（平成10年北上地区消防組合消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(救急隊等の出場)</p> <p>第15条 署長は、救急事故が発生したことを知ったときは、救急事故の発生場所、傷病者の数及び傷病者の程度等を確認、ただちに所要の救急隊等を出場させなければならない。</p> <p>2 救急事故に救急救命士、気管挿管認定救急救命士又は薬剤認定救急救命士を必要とする場合、<u>指令通信員又は通信員（以下「指令室」という。）</u>の判断若しくは出場救急隊からの要請により救急車等での出場できるものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(救急隊等の出場)</p> <p>第15条 署長は、救急事故が発生したことを知ったとき又は<u>岩手県中央消防指令センター（以下「指令センター」という。）からの救急隊出動指令があったとき</u>は、救急事故の発生場所、傷病者の数及び傷病者の程度等を確認、ただちに所要の救急隊等を出場させなければならない。</p> <p>2 救急事故に救急救命士、気管挿管認定救急救命士又は薬剤認定救急救命士を必要とする場合、<u>当直長の判断又は出場救急隊から</u>の要請により救急車等での出場できるものとする。</p> <p>3 [略]</p>

(口頭指導)

第15条の2 指令室は、救急要請時に心肺停止が疑われる場合等、応急手当の必要があると判断されるときは、救急要請者等に対し応急手当の協力を要請し、口頭指導するものとする。

(ドクターヘリ等の要請)

第17条の2 指令室若しくは隊長が搬送又は傷病者処置においてヘリコプターが必要と判断した場合、指令室から次の各号に定めるところにより要請するものとする。

(1) 岩手県ドクターヘリについては岩手県ドクターヘリ運航要領により、要請を行う。

(2) 岩手県防災ヘリコプターについては岩手県防災ヘリコプター応援協定により、要請を行う。

(要保護者等の取扱い)

第21条 傷病者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者と認められ関係機関に連絡を必要とする場合、指令室又は隊員が、北上市保健福祉部福祉課生活保護係又は西和賀町保健福祉課に連絡するものとする。

(口頭指導)

第15条の2 救急事故を受信した者は、救急要請時に心肺停止が疑われる場合等、応急手当の必要があると判断されるときは、救急要請者等に対し応急手当の協力を要請し、口頭指導するものとする。

(ドクターヘリ等の要請)

第17条の2 隊長は、搬送又は傷病者処置においてヘリコプターが必要と判断した場合、指令センターにその旨を要請するものとする。

(要保護者等の取扱い)

第21条 傷病者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者と認められ関係機関に連絡を必要とする場合、消防通信業務に従事する者又は隊員が、北上市保健福祉部福祉課生活保護係又は西和賀町保健福祉課に連絡するものとする。

(救急自動車同乗実習)

第32条 消防長は、消防関係者、医療従事者及び救急救命士の資格を有する又は資格を習得しようとする学校等に在籍する者から救急自動車同乗実習の願い出があったときは、救急業務に支障がない場合に限り承認し乗車させることができる。

(補則)

第32条 [略]

様式第3号 (第22条関係)

傷病者搬送確認書 (救急隊用)

北上地区消防組合 救急隊

[略]			
事故(救急要請)		時間経過	
概要		覚 知	:
		現 場 到 着	:
		病 院 到 着	:
[略]			

[略]

様式第4号 (第24条関係)

救急搬送証明願

[略]

[略]	[略]
証明事項	(1) 傷病者の住所、氏名、生年月日及び性別 (2) 救急事故覚知日時及び要請場所 (3) 収容医療機関名及び収容日時
使用目的	
必要部数	部

備考 申請者が本人又は家族以外の場合は、委任状を添えて申請してください。

(補則)

第33条 [略]

様式第3号 (第22条関係)

傷病者搬送確認書 (救急隊用)

北上地区消防組合 救急隊

[略]			
事故(救急要請)		時間経過	
概要		入 電	:
		現 場 到 着	:
		病 院 到 着	:
[略]			

[略]

様式第4号 (第24条関係)

救急搬送証明願

[略]

[略]	[略]
証明事項	(1) 傷病者の住所、氏名、生年月日及び性別 (2) 救急事故入電日時及び要請場所 (3) 収容医療機関名及び収容日時
使用目的	
必要部数	部

※ 受付欄	※ 経過欄
-------	-------

様式第 5 号 (第24条関係)

救急搬送証明書

[略]	[略]
救急事故 <u>覚知</u> 日時	年 月 日 時 分 ころ
[略]	[略]
[略]	

様式第 6 号 (第25条関係)

救急業務照会願

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長

申請者 住所
氏名 (印)
電話

[略]

--	--

備考 1 申請者が本人又は家族以外の場合は、委任状を添えて申請してください。

2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 5 号 (第24条関係)

救急搬送証明書

[略]	[略]
救急事故 <u>入電</u> 日時	年 月 日 時 分 ころ
[略]	[略]
[略]	

様式第 6 号 (第25条関係)

救急業務照会願

年 月 日

北上地区消防組合消防本部
消防長

申請者 住所
氏名 (印)
電話

[略]

※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※印の欄は記入しないでください。

様式第9号（第28条関係）（表）

北上地区消防組合救急活動記録票

[略]

[略]			
現場到着時の状況	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	四肢変形：
	[略]		
[略]			

(裏)

[略]			
ウ	[略]		
ツ	心肺停止目撃者：	目撃時間	
タ	バイスタンダーCPR：	開始時間	
イ	内容：	実施者（資格）：	口頭指導
ン	バイスタンダー除細動：	ショック回数： 回	ショック実施時間（初回）
項	救急隊 CPR 開始時間	病院収容前心拍再開：	再開時間
目	初期 ECG：	推定原因：	
[略]			

[略]

様式第10号（第29条関係）（表）

様式第9号（第28条関係）（表）

北上地区消防組合救急活動記録票

[略]

[略]			
現場到着時の状況	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	四肢等変形：
	[略]		
[略]			

(裏)

[略]			
ウ	[略]		
ツ	心肺停止目撃者：	目撃時刻	
タ	バイスタンダーCPR：	開始時刻	
イ	内容：	実施者（資格）：	口頭指導
ン	バイスタンダー除細動：	ショック回数： 回	ショック実施時刻（初回）
項	救急隊 CPR 開始時刻	病院収容前心拍再開：	再開時刻
目	初期 ECG：	推定原因：	
[略]			

[略]

様式第10号（第29条関係）（表）

北上地区消防組合救急活動検証票

[略]

出場年月日 年 月 日 () (医師引継ぎ時間 年 月 日)	事故種別	出場番号 消防署- 傷病者番号 -
------------------------------------	------	----------------------

[略]

現 場 到 着 時 の 状 況	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	四肢変形：
	[略]		

[略]

(裏)

[略]

ウ ツ タ イ ン 項 目	心肺停止目撃者：	目撃時間	
	バイスタンダーCPR：	開始時間	
	内容：	実施者（資格）：	口頭指導
	バイスタンダー除細動：	ショック回数： 回	ショック実施時間 (初回)
	救急隊 CPR 開始時間	病院収容前心拍再開：	再開時間
	初期 ECG：	推定原因：	

[略]

北上地区消防組合救急活動検証票

[略]

出場年月日 年 月 日 () (医師引継ぎ時刻 年 月 日)	事故種別	出場番号 消防署- 傷病者番号 -
------------------------------------	------	----------------------

[略]

現 場 到 着 時 の 状 況	[略]		
	[略]		
	[略]		
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	四肢等変形：
	[略]		

[略]

(裏)

[略]

ウ ツ タ イ ン 項 目	心肺停止目撃者：	目撃時刻	
	バイスタンダーCPR：	開始時刻	
	内容：	実施者（資格）：	口頭指導
	バイスタンダー除細動：	ショック回数： 回	ショック実施時刻 (初回)
	救急隊 CPR 開始時刻	病院収容前心拍再開：	再開時刻
	初期 ECG：	推定原因：	

[略]

備考 改正の部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。